

令和5年度 事業報告

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

令和5年度における当会の事業活動の内容は以下の通りです。

【公益事業】

税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業【公1】

1. 税知識の普及を目的とする事業

1) 税務研修会（新春講演会）

開催日	講師	会場	出席者数
1月20日	「税務署の仕事」 川島税務署統括官 梯 登志夫氏	セントラルホテル鴨島	78名 (内非会員 36名)

2) 青年部会・女性部会税務研修会

開催日	講師	会場	出席者数
5月16日	「相続問題あれこれ～財産承継のヒント～」 川島税務署長 吉崎 憲正氏	セントラルホテル鴨島	24名

3) 税務研修会（税を考える週間中の行事）

開催日	講師	会場	出席者数
11月14日	「税の役割と税務行政の現状」 川島税務署長 沼口 秀樹氏	セントラルホテル鴨島	34名 (内非会員 10名)

4) ブロック別税務研修会

テーマ：「電子帳簿保存法のポイント」

開催日	支部名	講師	会場	出席者数
10月10日	川島・山川・美郷	川島税務署統括官 梯 登志夫氏	炭火焼肉日本一	15名
10月11日	市場		かしわで	18名
10月12日	土成・吉野		ハートプラザ住友	13名
10月13日	鴨島		セントラルホテル鴨島	13名
10月16日	阿波		土柱ランド新温泉	14名

5) 租税教育活動

開催日	実施事項			青年部会講師
5月 25日	市場小学校	6年生	32名	西尾理事
5月 26日	土成小学校	6年生	31名	西尾理事
5月 30日	御所小学校	6年生	24名	井内副部会長
6月 12日	牛島小学校	6年生	27名	西岡部会長
6月 13日	林小学校	6年生	29名	井内副部会長
6月 14日	柿原小学校	6年生	23名	西尾理事
6月 16日	西麻植小学校	6年生	20名	井内副部会長
6月 19日	学島小学校	6年生	19名	長濱副部会長
6月 21日	高越小学校	6年生	34名	井内副部会長
7月 3日	伊沢小学校	6年生	20名	井内副部会長
7月 4日	大俣小学校	6年生	13名	西尾理事
7月 6日	川島小学校	6年生	31名	西尾理事
7月 10日	鴨島小学校	6年生	57名	西岡部会長
7月 11日	森山小学校	6年生	27名	井内副部会長
7月 12日	久勝小学校	6年生	33名	長濱副部会長
7月 14日	一条小学校	6年生	31名	井内副部会長
1月 26日	飯尾敷地小学校	6年生	22名	長濱副部会長

小学校 17校 473名

開催日	実施事項			青年部会講師
7月 5日	阿波中学校	3年生	92名	西尾理事
7月 13日	鴨島東中学校	3年生	42名	西尾理事
7月 31日	土成中学校	3年生	59名	西岡部会長
9月 15日	鴨島第一中学校	3年生	130名	西岡部会長
10月 6日	市場中学校	3年生	81名	西岡部会長
12月 1日	吉野中学校	3年生	53名	西岡部会長

中学校 6校 457名

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

1) 小学生の税に関する作品コンクール

① 「税についての作文コンクール」

我が国を担う児童に税の意義や役割を正しく理解していただくために、管内の小学5.6年生を対象に募集したところ、17校163編の応募があり、応募者全員に参加賞を贈呈した。

②「税に関する絵はがきコンクール」

管内の小学6年生を対象に募集したところ、14校179枚の応募があり、応募者全員に参加賞を贈呈した。また、それぞれの優秀作品は、展示や広報誌に掲載し賞状と副賞を贈呈した。2月には「税に関する作品集」を刊行し、各小・中・高校、官公庁等に配布した。

2) 広報活動

広報誌「ほうじん あわおえ」(年2回発行 10月・2月)では、川島税務署提供の税情報や確定申告情報、e-Tax及びダイレクト納付等の情報の発信を積極的に行った。

ホームページでは、国税庁・公益財団法人全国法人会総連合・関係団体による税情報を提供し、各種研修会や講演会等の開催要項を掲載するなど、広く会員以外の方々にも情報公開に努めている。

3) 令和5年度 e-Tax 及びダイレクト納付利用状況

	e-Tax 開始届出書 提出企業数	利用企業数	ダイレクト納付開始 届出書提出企業数	利用企業数
役員 43社	42社 97.7%	42社 97.7%	8社 18.6%	7社 16.3%
青年部会員 71社	71社 100.0%	69社 97.2%	7社 9.9%	5社 7.0%
女性部会員 64社	63社 98.4%	59社 92.2%	7社 10.9%	6社 9.4%

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

1) 令和6年度税制改正要望書の提出

税制委員を中心とした会員に「税制改正に関するアンケート調査」を実施し、全法連へ提出した。

11月24日吉野川市長と11月30日阿波市長へ直接「令和6年度税制改正要望書」を提出し、意見交換を行った。

2) 法人会全国大会「群馬大会」

10月18日(木) 参加者なし

3) 法人会全国青年の集い「山形大会」

11月10日(金) やまぎん県民ホール

全国の青年部会員が集まり、租税教育活動及び財政健全化のための健康経営プロジェクトに関する取り組みや成功事例等の情報交換や研鑽の場として4名が参加した。

4) 法人会全国女性フォーラム「愛媛大会」

4月13日(木) アイテムえひめ

女性部会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に開催され、他の法人会の取組み等学ぶため5名が参加した。

令和6年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
負担を先送りせず現世代で解決を！
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！
- 経済再生には中小企業の力が不可欠。
健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を！

＜全国法人会総連合 作成資料＞

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました（令和6年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
・ 中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみんやえるぼし（2段階目）以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延長されました。

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。	・ 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。	<ul style="list-style-type: none">・ 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和5年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・ 森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（改正前：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（改正前：3割）とする見直しが行われました。

4. 地域企業の健全な発展に資する事業【公2】

1) 実務セミナー、インターネットセミナー

開催日	講師	会場	出席者数
5月16日	「激動の日本経済、これからどうなる？」 長谷川 幸洋氏	セントラルホテル鴨島	52名 (内非会員7名)
12月8日	「理工学部出身のお坊さんから学ぶ！ ～ビジネスで活かせるメンタルヘルス～」 泰丘 良玄氏	セントラルホテル鴨島	18名 (内非会員3名)
3月1日	「気象情報、防災情報の有効な使い方」 正木 明氏	セントラルホテル鴨島	29名 (内非会員8名)

・ブロック別実務セミナー

テーマ：「健康経営について」

開催日	支部名	講師	会場	出席者数
10月10日	川島・山川・美郷	AIG 損害保険株式会社 徳島支店長 藤井 智志氏	炭火烧肉日本一	15名
10月11日	市場		かしわで	18名
10月12日	土成・吉野		ハートプラザ住友	13名
10月13日	鴨島		セントラルホテル鴨島	13名
10月16日	阿波		土柱ランド新温泉	14名

・インターネットセミナー

阿波麻植法人会のホームページより、様々な経営情報等のセミナーを映像コンテンツにて24時間いつでも視聴していただけるサービスを年間通じて実施している。(会員企業は無料)

広報誌、講演会等においてセミナーオンデマンドのチラシを配布し、周知を図った。

《令和5年度利用件数》

アクセス数 3,766件 (一般ログイン数 90件、会員ログイン数 716件)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業【公3】

1) セミナー及び講演会等

開催日	講師	会場	出席者数
8月23日	「これからの時代、どう健康になる？」 丸田 佳奈氏	セントラルホテル鴨島	36名 (内非会員8名)
11月14日	「地方財政、今後のゆくえ ～動きだした地方自治体改革～」 村尾 信尚氏	セントラルホテル鴨島	34名 (内非会員10名)
1月20日	「知っているのと役に立つ法律豆知識」 八代 英輝氏	セントラルホテル鴨島	78名 (内非会員36名)

2) 寄附・寄贈事業

1月20日開催の新春講演会会場で参加者に新品タオル等を持参してもらい、管内の社会福祉協議会へ寄贈した。また、11月22日にチャリティーゴルフ大会を開催し、集まった浄財40,000円を管内の社会福祉協議会へ寄附した。

1月25日 阿波市社会福祉協議会・吉野川市社会福祉協議会へ寄附・寄贈

【共益事業】

1. 会員の交流に資するための事業

- 1) 総会後の交流会 6月9日 参加者59名
- 2) 新春講演会後の交流会 1月20日 参加者29名
- 3) 研修会・セミナー後の交流会
ブロック別研修会後の交流会 10月11日～16日 参加者73名
- 4) 研修旅行
女性部会・・・10月20日・21日 石川方面 参加者14名
- 5) チャリティーゴルフ大会
実施日 11月22日 タカガワ西徳島ゴルフ倶楽部 参加者30名
- 6) 会員増強
入会21社 退会26社 △5社

調査日	所管法人数	会員数	加入率
令和4年12月末	1392社	765社	55.0%
令和5年12月末	1410社	760社	53.9%

2. 会員の福利厚生等に資するための事業

福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、役員を中心に紹介運動を積極的に行った。

●大型保障制度加入率状況表（大同生命・AIG）

(令和6年3月末現在)

会員数 (R5.12末)	新規企業数	加入企業数	加入率 (%)
760社	9社	155社	20.4

●ビジネスガード加入状況（AIG）

(令和6年3月末現在)

会員数 (R5.12末)	新規法人数	加入企業数	加入率 (%)
760社	6社	168社	22.1

●がん保険制度（アフラック）

(令和6年3月末現在)

会員数 (R5.12末)	新規法人数	加入企業数	加入率 (%)
760社	7社	186社	24.5

【管理関係】

1) 通常総会

開催日	内 容	会 場	出席者数
6月 9日	第11回通常総会	ハートプラザ住友	64名

2) 理事会

開催日	内 容	会 場	出席者数
5月 11日	第1回理事会	ハートプラザ住友	26名
6月 9日	第2回理事会	ハートプラザ住友	25名
10月 5日	第3回理事会	セントラルホテル鴨島	24名
3月 22日	第4回理事会	セントラルホテル鴨島	26名

3) 正副会長会及び支部長会

開催日	内 容	会 場	出席者数
4月 7日	第1回正副会長会及び支部長会	寿し辰	9名
8月 4日	第2回正副会長会及び支部長会	レストランカナ	9名
12月 14日	第3回正副会長会及び支部長会	寿し辰	8名

4) 委員会等

開催日	内 容	会 場	出席者数
5月 11日	第1回福利厚生制度連絡協議会	ハートプラザ住友	35名
10月 5日	第2回福利厚生制度連絡協議会	ハートプラザ住友	32名
3月 22日	第3回福利厚生制度連絡協議会	セントラルホテル鴨島	32名
3月 22日	広報・事業研修・総務・組織 合同委員会	セントラルホテル鴨島	13名

5) 部会

開催日	内 容	会 場	出席者数
4月 4日	青年部会第1回役員会	レストランカナ	4名
4月 4日	女性部会役員会	レストランカナ	12名
5月 16日	青年部会・女性部会合同会員 交流会議	セントラルホテル鴨島	24名
12月 1日	青年部会第2回役員会	法人会事務局	6名
2月 9日	青年部会第3回役員会	法人会事務局	5名

6) 関連諸会議等

実施日	内 容	会場	出席者数
4月19日	県連 青連協第1回役員会	ザ・グランドパレス	3名
4月19日	県連 青連協会員交流会議	ザ・グランドパレス	4名
5月9日	県連 女連協役員会	ザ・グランドパレス	3名
5月9日	県連 女連協会員交流会議	ザ・グランドパレス	4名
5月24日	県連 第1回理事会	ザ・グランドパレス	3名
6月6日	県連 税制委員会	ザ・グランドパレス	2名
6月26日	県連 通常総会	ザ・グランドパレス	10名
6月26日	県連 第2回理事会	ザ・グランドパレス	1名
7月28・29日	四法連 事務局セミナー	今治国際ホテル	1名
9月21日	四法連 女性部会長サミット	城西館	2名
9月25日	県連 総務・組織合同委員会	ザ・グランドパレス	2名
9月25日	県連 事務局役職員研修会議	ザ・グランドパレス	1名
9月26日	四法連 青年部会長サミット	ANAクラウンプラザホテル松山	2名
10月27日	県連 第3回理事会	パークウエストン	3名
12月12日	県連 青連協第2回役員会	ザ・グランドパレス	3名
3月4日	全法連 事務局セミナー	ハイアットリージェンシー東京	1名
3月6日	全法連 第2回総務委員会	全法連会館	1名
3月8日	県連 青連協第3回役員会	ザ・グランドパレス	2名
3月12日	県連 総務・組織合同委員会	ザ・グランドパレス	2名
3月12日	県連 広報・事業研修合同委員会	ザ・グランドパレス	3名
3月12日	県連 事務局役職員研修会議	ザ・グランドパレス	1名
3月12日	県連 厚生委員会	ザ・グランドパレス	2名
3月27日	県連 第4回理事会	ザ・グランドパレス	3名

「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」

令和5年度において、業務の適正を確保するために整備した体制は以下の通り。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況
 - ・理事会は、法令・定款及び理事会運営規則に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督した。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ・理事の職務の執行は、法令及び定款等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、法令等に基づき理事会議事録に記載され、その記録の保存・管理は、法令等に基づき適切に保存及び管理している。
3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ・内部の統制については、重要な不備がないかを確認している。

なお、これら体制の実施について、令和6年4月24日、西岡知博税理士による外部監査及び監事監査を受け、いずれも適正である旨、代表理事に報告があった。

「事業報告の附属明細書」

令和5年度事業報告には「一般法人法施行規則第34条第3項」に定められている「事業報告の内容を補足する重要な内容」がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。